

国土交通省による 「適正原価の設定」に向けた 書面調査の実施について

△これは回答の義務がある<調査>です△

貨物自動車運送事業法第60条に基づく調査

詳細は送付された用紙をご覧ください。

調査の目的

貨物自動車運送事業の適正な運営を図るために適正原価を定めるにあたり原価構造の実態把握を行う為

調査対象

○全ての貨物自動車運送事業者

△回答期限

【ドライバン等】

令和8年2月20日(金)まで

【特殊車両】

令和8年2月27日(金)まで

※調査用紙(車種別)については国交省より各事業者へ送付済(もしくは今後送付予定)です!

回答方法

①  WEB回答 <https://www.mlit.site> (Excel様式有り)

②  メールでExcel送信 (宛先:submit@mlit.site)

本調査に関する問い合わせ先

適正原価調査コンタクトセンター

メール:ask:mlit.site FAX:03-5791-1149

特設サイト [https://www.mlit.site/](https://www.mlit.site)

【宮崎県トラック協会からのお願い】

回答終了後、(一社)宮崎県トラック協会の設問(右記QRコード)にもお答え下さい。

※当協会からも回答状況を隨時確認させていただきます。

